

メディア授業科目の開講に係る運用方針について

令和3年12月27日
全学教育機構会議

高知大学における「多様なメディアを高度に利用して行う授業」の実施等に関する要項（平成26年11月10日全学教育機構会議決定。以下「実施要項」という。）第2条に規定するメディア授業科目の開講に係る運用方針（以下「本運用方針」という。）について下記のとおり定める。

記

（共通教育科目）

- 1 学士課程の共通教育教養科目における「講義」形式の授業科目については、授業科目を担当する教員（以下「授業担当教員」という。）の申請によりメディア授業科目として開講することができるものとする。
- 2 学士課程の共通教育初年次科目及び教養科目における「演習」、「実験」、「実習」若しくは「実技」形式の授業科目は、対面による授業科目（以下「対面授業」という。）として開講することを基本とする。

（専門科目）

- 3 学士課程の専門科目は、対面授業として開講することを基本とする。
なお、学部長又は土佐さきがけプログラム運営委員会委員長は、実施要項第7条の規定に基づき、メディア授業科目として開講しようとする旨の授業担当教員からの申請を承認する場合は、卒業要件となる授業科目のうち、メディア授業科目の修得単位数が60単位を超える学生が発生しないよう留意するものとする。

（全学開講科目）

- 4 学士課程の全学開講科目は、対面授業として開講することを基本とする。

（大学院科目）

- 5 大学院の授業科目は、対面授業として開講することを基本とする。
- 6 前各項の科目をメディア授業科目として開講する場合、授業担当教員は、実施要項第7条の規定に基づき、授業開設部局の長に申請して承認を得るものとする。

（非常時の特例措置）

- 7 令和3年4月2日付け文部科学省高等教育局長通知「大学等における遠隔授業の取扱いについて（周知）」に基づき、感染症や災害の発生等の非常時において本来対面授業の実施を予定していた授業科目に係る授業の全部又は一部を対面授業により実施することが困難な場合においては、特例的な措置として当該授業科目に係る授業の全部又は一部を、実施要項第2条に規定するメディアを利用して行う授業の形式で実施するなど、実施要項及び本運用方針の定めにかかわらず、教育を担当する理事のもとで弾力的な運用を行うものとする。

附 則

この運用方針は、令和3年12月27日から施行し、令和4年度授業から適用する。